一　第九条第二項各号（第三号、第二十二号及び第二十三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）	［略］	［略］
二　当該第一種経営承継受贈者が死亡したとき	当該第一種経営承継受贈者が死亡した日	当該第一種経営承継受贈者が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　第一種随時贈与報告基準期間（当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日から当該第一種随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名 ロ　当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数 ハ　第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと ヘ　第一種随時贈与報告基準事業年度（当該第一種随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事

一　第九条第二項各号（第三号及び第二十二号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）	［略］	［略］
二　当該経営承継受贈者が死亡したとき	当該経営承継受贈者が死亡した日	当該経営承継受贈者が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　随時贈与報告基準期間（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名 ロ　当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数 ハ　随時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと ヘ　随時贈与報告基準事業年度（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと